

民事訴訟規則

平成 8年12月17日 最高裁判所 規則 第5号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

平成20年10月 1日 最高裁判所 規則第10号

改正前	改正後
- 本則 -	
施行日:平成20年12月 1日	
<p>第三章 当事者 第一節 当事者能力及び訴訟能力 (法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出・法第二十九条) 第十四条 裁判所は、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものとして訴え、又は訴えられた当事者に対し、定款、寄附行為その他の当該当事者の当事者能力を判断するために必要な資料を提出させることができる。</p>	<p>第三章 当事者 第一節 当事者能力及び訴訟能力 (法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出・法第二十九条) 第十四条 裁判所は、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものとして訴え、又は訴えられた当事者に対し、定款 ◆削除◆その他の当該当事者の当事者能力を判断するために必要な資料を提出させることができる。</p>
- 改正法・附則・題名 - ~ 平成20年10月 1日 最高裁判所 規則 第10号 ~	
施行日:平成20年12月 1日	
◆追加◆	附 則(平成二〇・一〇・一最裁規一〇)
- 改正法・附則 - ~ 平成20年10月 1日 最高裁判所 規則 第10号 ~	
施行日:平成20年12月 1日	
◆追加◆	この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。